

2017年12月20日

第49号

# 全労連

全労連  
憲法・平和グループ

# 憲法 平和闘争ニュース

## 27回目の「国会前19日行動」2500人参加



12月19日、2017年最後の「19日行動」が取り组まれました。国会前には、2500人が参加。各地ですすむ「3000万人署名」のとりくみも発言されました。

「戦争法が強行採決された2015年9月19日を忘れない」と続けられてきた「19日行動」は、12月で27回を迎えました。法律が強行されてからも、廃止を求める行動が粘り強く続けられています。そして、それが全国各地

で取り组まれているのも、今までの運動にはないことです。この日の国会前集会で、「いま、北海道では雪の中、零下5度の中で集会が行われています」と報告されると、大きな拍手が起こりました。

来年も、19日行動は続けられます。声を上げ続けていきましょう。



日本共産党・小池書記局長など  
野党4党があいさつ

### 12日、京都大学で100名が「つどい」に参加し、左京市民アクションを結成 鯉坂真・西郷南海子氏ら17氏が呼びかけ人

京都では、全国市民アクション・京都が立ち上がり、活動を進めています。さらに、左京区では、市民・団体が連携して改憲阻止をはかる「安倍9条改憲NO！左京市民アクション」が12月12日、立ち上がりました。市内行政区単位では初の結成で、秋山豊寛氏・鯉坂真氏・西郷南海子氏など左京区に關係する著名な方17氏が呼びかけ、京都大学で100人余りが参加して「結成のつどい」を行いました。つどいでは、福山和人弁護士が日本国憲法と憲法9条の魅力を語り、呼びかけ団体から、石田紀郎さん（戦争をさせない左京1000人委員会）・岡田直紀さん（自由と平和のための京大有志の会）・川上裕光さん（戦争法廃止を求める左京の会）がスピーチしました。「9」のつく日に、左京で一斉に署名活動に取り組むことが提起されました。

**安倍9条改憲NO! 憲法を生かす社会をつくろう**  
**3000万署名成功めざす交流集会**

日時 2018年1月27日(土) 11:00~16:00  
会場 日本教育会館8F第一会議室

日本教育会館  
〒100-0003  
東京都千代田区千代田7-2-1  
TEL: 03-3230-2811

記念講演 自民党改憲案の問題点を斬る  
講師 清水雅彦氏(日本体育大学憲法学教授)  
資料代 500円

主催 戦争する国づくりストップ! 憲法を守り・いかす共同センター  
URL: <http://www.kyodo-center.jp/?p=3781>

### 安倍9条改憲NO! 憲法を生かす社会をつくろう 3000万署名成功めざす交流集会

日時:2018年1月27日(土) 11:00~16:00  
会場:日本教育会館 8F 第一会議室  
記念講演:自民党改憲案の問題点を斬る  
講師:清水雅彦氏(日本体育大学憲法学教授)  
資料代:500円  
主催:戦争する国づくりストップ! 憲法を守り・いかす共同センター  
URL:<http://www.kyodo-center.jp/?p=3781>

## 「空の安全のためにも憲法9条！」

### JAL争議団・石賀さんの訴え(12/8 母親連鎖行動)

12月8日、全国母親連鎖行動での、JAL争議団・石賀さんの訴えが話題です。自らの仕事と憲法9条の関りを語り、「不当解雇を撤回するためにも憲法の実現を」と訴える内容です。いま、このように、それぞれの労働と憲法を語ることが求められています。石賀さんの訴えを下記に記載します



皆様こんにちは、私は「JAL 日本航空不当解雇撤回争議団」の石賀と申します。

皆様、是非、赤紙チラシをお受け取り頂きたいのです。

私は「空の安全の為に憲法9条を！」という訴えをさせていただきます。

日本の航空法は「爆発物の輸送」を禁止しています。例外として一定の安全性の基準に適合、かつ国土交通省の検査に合格していれば「危険品の輸送」扱いとして認めています。

航空法は ICAO(国際民間航空条約)に準拠しています。ICAO 条約は「軍用機材や軍需品」輸送について、締結国の許可を受けなければ輸送してはならないと規定しています。しかし日本の航空法には、日本国籍の航空機について「軍需品又は軍用機材」の輸送について規定はありません。

それは憲法9条があるから軍需品輸送を想定していないということなのです。規定が無いと言う事は輸送が出来ないという事です。

憲法は国際条約の上位にある法律です。これまで航空法は憲法の規定通りに運用されてきました。

ところが、1997年の日米ガイドライン以降、政府は武器、弾薬でも重量や梱包方法が安全基準を満たしていれば危険品輸送として許容される、と解釈を変えてきています。しかし、今日まで、航空労働者の反対によって日本の民間航空機は武器、弾薬を運んだ実績はありません。

機長には、搭載物について全て確認することが義務付けられています。ところが2014年12月に「特定秘密保護法」が施行され、機長にも知らされず武器、弾薬でも秘密裏に搭載する事が可能になってしまいました。秘密保護法は航空機の安全にも逆行する悪法で、旅客にとっても乗務員にとっても危険度が増したということです。

私達は、今こそ、空の安全も憲法9条によって守られてきた事を再認識し、憲法9条を守る運動をより強化させなければならないのではないのでしょうか！

皆様、憲法9条を守る為に「安倍9条改悪 NO!3000万署名」に御協力下さい。是非、チラシをお受け取り下さい。

さて私達 JAL 不当解雇撤回争議ですが、昨年9月23日、最高裁は JAL 日本航空の不当労働行為を「憲法28条違反」労働者の団結権の侵害として、日本航空を厳しく断罪しました。

皆様、ここにも憲法が光輝いております。

今の JAL 日本航空は「憲法違反」「労組法違反」「ILO 条約違反」不法行為の不名誉な「三冠王」なのです。日本航空に憲法を守らせましょう！

政府には憲法違反の日本航空を指導してもらいましょう！

私達は、一人一人が大切にされ、生まれてきて良かったと思える平和な社会を目指しています。戦争のない平和で豊かな未来を子どもたちに手渡す為に力を合わせて参りましょう！

ありがとうございました。